

千葉市花見川区役所食堂事業者募集要項（公募型プロポーザル）

1 募集内容

花見川区役所の一部について、本市と建物賃貸借契約を締結し、区役所利用者（来庁者及び職員）を対象とした食堂を運営する事業者（以下「食堂事業者」という。）を募集します。（条件等は別紙「千葉市花見川区役所食堂事業者募集仕様書」に記載のとおりです。）

（1）対象施設

所在地 千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川区役所2階の一部
食堂床面積 174.2㎡(客席120.8㎡・厨房33.9㎡・その他19.5㎡)
貸付対象面積 53.4㎡ (厨房33.9㎡・その他19.5㎡)

花見川区役所 2階 千葉市花見川区瑞穂1-1

（2）営業日・時間等

① 営業日：区役所開庁日

（閉庁日：千葉市の休日を定める条例で定める次の「休日」を除く日）

- ・日曜日及び土曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

② 営業時間：食堂事業者の提案を市と協議の上決定します。

ただし、11時30分～14時00分の間は必ず営業（ラストオーダーは13時30分）してください。

2 契約について

（1）契約の内容

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による貸付け（建物賃貸借契約）です。

（2）貸付期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。（貸付期間の更新はできません。）

なお、食堂の現況により、改修整備等で貸付開始時期が遅れる場合があります。

また、食堂の営業開始日は、原則令和5年4月1日としますが、準備期間等が必要な場合は、市との協議によります。

(3) 選定のスケジュール

食堂営業開始までのスケジュールは下表の予定です。

項目		スケジュール
(1)	募集要項配付・応募申請受付期間	令和5年1月20日(金) ～1月27日(金)
(2)	現場説明会の実施	令和5年1月30日(月)・1月31日(火)
(3)	質問書の提出期限	令和5年2月2日(木)
(4)	質問書の回答	令和5年2月7日(火)
(5)	事業提案書の受付	令和5年2月8日(水) ～2月15日(水)
(6)	食堂事業者の審査・選定	令和5年2月16日(木)～22日(水)
(7)	選定結果通知	令和5年2月下旬頃
(8)	契約保証金、契約締結	令和5年3月上旬～3月中旬
(9)	貸付物件引き渡し、食堂営業	令和5年4月1日(土)以降

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

ア 食堂事業について、現在施設内の食堂又はこれに準ずる食堂（食品衛生法上の飲食店営業の実績を有する者）等の営業を3年以上行っていること。（弁当の供給を含む。）

イ 下記（ア）～（エ）のいずれにも該当しない者。

（ア）法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

（イ）千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉県税を完納していないもの

（ウ）千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、すべての千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの

（エ）千葉市内に本店又は営業所等を有する者で個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

オ 食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、応募申請書提出の時点で2年を経過していること。

カ 食品衛生法第55条又は第56条の規定により許可を取り消され、その取消しの

日から起算して、応募申請書提出の時点で2年を経過していること。

キ 対象施設に係る食品衛生法の規定に基づく食品営業許可を営業開始日までに得ていること。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は、以下に示す2形態のいずれかとします。

ア 単独団体 1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。）

イ 個人

(3) 重複提案の禁止

1団体につき1応募とし、複数の応募はできません。

(4) 募集要項配布（ホームページでもダウンロード可）

花見川区役所地域振興課管理班

※応募申請書は直接持参してください。

(5) 応募申請受付

ア 受付期限

受付期限は、令和5年1月20日（金）～令和5年1月27日（金）午後5時までです。午前9時から午後5時の間で受付をします。

※閉庁日は受付しません。

イ 受付場所

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

花見川区役所 2階 地域振興課 管理班へ、応募申請書類を持参

ウ 応募申請に必要な書類等

次の書類を各1部提出してください。

No.	書類等
(1)	応募申請書（様式1）
(2)	法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し。 個人の場合は、住民票の写し及び身分証明書
(3)	納税証明書（完納している証明書）（原本） a 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、直近の決算年度に係る法人市民税。（個人にあつては市民税） b 上記以外の者については、直近の決算年度に係る法人税。（個人にあつては所得税）
(4)	会社の事業内容が分かる資料 ※営業経歴書（様式2）

(6) 現場説明会

ア 実施日時

令和5年1月30日(月)・31日(火) 午後3時から午後5時

イ 集合場所

花見川区役所 2階 地域振興課

ウ 現場説明会参加人数

応募申請を受領された事業者で、1者につき2人までとします。

※募集要項・仕様書等を持参してください。

(7) 質問書の提出及び回答

ア 提出期限

令和5年2月2日(木) 午後5時まで

イ 質問書(様式3)提出

花見川区役所地域振興課に持参するか、FAX又はE-mailで送付してください。

※質問がない場合にも、「質問なし」と記載して必ず提出してください。

ウ 質問書への回答

令和5年2月7日(火) 午後5時までにFAX又はE-mailで回答します。

※全者、質問がない場合には回答しません。

(8) 事業提案書・貸付料提案書の提出

ア 提出期間

令和5年2月8日(水)～2月15日(水) 午前9時から午後5時

※閉庁日は受付しません。

イ 提出場所(事業提案書を持参又は郵送)

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

花見川区役所 2階 地域振興課

ウ 事業提案書等の内容及び様式

仕様書及び現場説明会の内容を踏まえて、3(9)ア(ア)の各項目を記載した事業提案書事業提案

書(様式は自由)等を作成してください。

なお、提出物は、次のとおりです。

(ア) 事業提案書表紙：様式4

(イ) 事業提案書本文：様式は自由

(ウ) 貸付料提案書：様式5

エ 貸付料提案

貸付料提案書(様式5)で提案を受けた貸付料について、契約期間中の変更には応じられません。

本要項及び仕様書を熟読し、適切な収支計画に基づく貸付料の提案をしてください。

オ 提出部数

事業提案書は7部提出してください。(正1 副6)

(9) 審査選定

ア 事業者の選定方法及び結果の通知

(ア) 本市に、「食堂事業者選定委員会」を設置し、事業提案書及び貸付料提案書について、以下に示す審査項目について点数化し、その総合得点を基礎とし、書類審査（必要に応じてヒアリング）による審査選定を行います。

審査項目		審査の視点
1	提供形態・内容の魅力 (メニュー・味・価格等)	・定食方式（単一献立、複数献立） ・カフェテリア方式 ・弁当方式 ・看板メニュー ・食材（地産地消の推進等） など ※弁当のみの提供は不可
2	安全・衛生管理	・日常清掃 ・食材管理 ・食中毒予防等 ・事故対応 ・スタッフ体制・研修 など
3	利用者への配慮	・主に健康面を考慮した食育活動 ・設備面 ・精算方法（現金、食券、ICカード、ポイント付与等） ・利用者サービス（予約注文、演出等） など
4	運営面	・営業時間 ・運営方針 ・地域貢献 ・実績 ・持続性（収支のバランスを取って、契約期間内の運営が可能か）。
5	貸付料	仕様書4（1）に記載の千葉市公有財産規則により算出した貸付料月額71,335円（税抜）以上の最高提案額を20点満点とし、それ以下の提案額については相対評価により採点する。

なお、総合得点が最上位でも、個別の審査項目に重大な欠落があると、選定されない場合があります。

また、選定事業者は、選定後に当施設に於ける食品営業に関する許可一式を取得していただきますが、市の指定する期日までに取得できない場合は、選定結果が次点の者を選定します。

(イ) 事業者の選定方法及び結果の通知

提出書類の内容を選定委員会により総合的に審査し、もっとも優れた事業者を選定します。審査結果は応募者全員へ文書で通知します。

(ウ) 審査結果の公表

市ホームページにおいて、結果（参加者数（応募辞退は含まず）、決定事業者名、貸付料決定額）を公表します。

4 留意事項

(1) 事業提案書の提出期限

決められた日時までに事業提案書を提出しなかった者は、失格となります。

(2) 接触の禁止

選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となります。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(4) 応募書類の取扱い

市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

また、市は、貸付事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(5) 応募の取下げ

応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式6）を提出してください。

※ 提出先は、

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1
花見川区役所 2階 地域振興課 管理班
へ、持参又は郵送。

(6) 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

(7) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

(8) 保険

事業運営上必要な食品営業上の賠償保険（生産物賠償責任保険）に加入してください。

(9) 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規について全て遵守しなければなりません。

(10) 事業者決定の中止、延期

不正な行為や災害その他やむを得ない理由がある場合には、審査の中止、又は審査を延期することがあります。また、貸付予定事業者が参加資格を失った場合には、決定を取り消します。

(11) その他

ア 募集要項・仕様書・現場説明・質問に対する回答書以外に、応募のために市から資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

イ 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁じます。ただし、公知となっている情報や第三者により合法的に入手できる情報は、その対象ではありません。

(12) 配付書類

1	千葉市花見川区役所食堂事業者募集仕様書
2	応募申請書 (様式1)
3	営業経歴書 (様式2)
4	質問書 (様式3)
5	事業提案書 (表紙) (様式4)
6	貸付料提案書 (様式5)
7	応募辞退届 (様式6)

(13) 参考

令和4年12月5日～9日に実施された食堂事業実証実験における概算経費資料 (別紙のとおり)

※概算で積算している経費等もございます。

あくまで、参考値としてご参照ください。

(14) 募集に関する問合せ先

花見川区役所 〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

地域振興課管理班

電話 043-275-6157 FAX 043-275-6719

E-mail chiikishinko.HAN@city.chiba.lg.jp